

許可等不要工事②

- 土地の形質の変更（盛土・切土）又は土石の堆積（一時堆積）をする厚さが30cmを超えないものは、**許可・届出は不要**です。

<p>土地の形質の変更</p>	<p>高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの</p>	
<p>土石の堆積</p>	<p>土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの</p>	

<面積算定の取扱い>

- 土地の形質の変更について、盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合、**30cmを超える部分の面積が規制対象規模未満であれば、許可不要工事として取り扱う**ものとする（土石の堆積も同様）。
- 許可が必要な場合には、30cmを超えない部分も含めて、許可基準への適合が必要です。

